

2022 年 3 月 9 日

お客様各位

四国労働金庫

「未成年者口座および課税未成年者口座開設に関する約款」変更のお知らせ

日頃は四国ろうきんをご利用いただき誠にありがとうございます。

さて、ろうきんでは、法令等の改正に伴い、「未成年者口座および課税未成年者口座開設に関する約款」の変更を予定させていただいております。

つきましては、変更内容等について下記のとおりご案内させていただきますので、ご確認いただきますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 対象の約款

「未成年者口座および課税未成年者口座開設に関する約款」

2. 変更概要

2022 年 4 月 1 日施行の租税特別措置法の改正により、「未成年者口座廃止届出書」の提出を受けた場合における「未成年者口座廃止通知書」の交付対象年齢が引き下がることに伴い、記載内容を変更します。

変更の詳細は、「未成年者口座および課税未成年者口座開設に関する約款変更 新旧対照表」をご参照ください。

3. 変更実施日

2022 年 4 月 1 日（金）から変更後の約款を施行させていただきます。

4. お問い合わせ先

ご不明な点等がございましたら、お取引店までお問い合わせください。

以 上

未成年者口座および課税未成年者口座開設に関する約款変更 新旧対照表

条項	変更後	変更前
第 1 条 約款の趣旨	2 当金庫は、この約款に基づき、お客様との間で租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 5 項第 2 号に規定する「未成年者口座管理契約」および同項第 6 号に規定する「課税未成年者口座管理契約」（以下、両者を合わせて「本契約」といいます。）を締結します。	2 当金庫は、この約款に基づき、お客様との間で租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 5 項第 2 号に規定する「未成年者口座管理契約」および同項第 6 号に規定する「課税未成年者口座管理契約」（以下、両者を併せて「本契約」といいます。）を締結します。
第 2 条 未成年者口座開設届出書等の提出	1 お客様が未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当該非課税の特例の適用を受けようとする年の当金庫が定める日までに、当金庫に対して租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 5 項第 1 号および同条第 12 項に基づき「未成年者非課税適用確認書の交付申請書兼未成年者口座開設届出書」または「未成年者口座開設届出書」および「未成年者非課税適用確認書」もしくは「未成年者口座廃止通知書」の提出をするとともに、当金庫に対して租税特別措置法施行規則第 18 条の 12 第 3 項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所および個人番号（お客様が租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 20 項により読み替えて準用する同令第 25 条の 13 第 32 項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日および住所。）を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。 ただし、当該未成年者口座廃止通知書の交付の基因となった未成年者口座において当該未成年者口座を廃止した日の属する年分の非課税管理勘定に既に上場株式等を受け入れているときは、当該廃止した日から同日の属する年の 9 月 30 日までの間は、当該未成年者口座廃止通知書が添付された未成年者口座開設届出書を受理することはできません。 なお、当金庫では別途税務署より交付を受けた「未成年者	1 お客様が未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当該非課税の特例の適用を受けようとする年の当金庫が定める日までに、当金庫に対して租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 5 項第 1 号および同条第 12 項に基づき「未成年者非課税適用確認書の交付申請書兼未成年者口座開設届出書」または「未成年者口座開設届出書」および「未成年者非課税適用確認書」もしくは「未成年者口座廃止通知書」を提出するとともに、当金庫に対して租税特別措置法施行規則第 18 条の 12 第 3 項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所および個人番号（お客様が租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 20 項により読み替えて準用する同令第 25 条の 13 第 22 項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日および住所。）を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。 ただし、当該未成年者口座廃止通知書の交付の基因となった未成年者口座において当該未成年者口座を廃止した日の属する年分の非課税管理勘定に既に上場株式等を受け入れているときは、当該廃止した日から同日の属する年の 9 月 30 日までの間は、当該未成年者口座廃止通知書が添付された未成年者口座開設届出書を受理することはできません。 なお、当金庫では別途税務署より交付を受けた「未成年者

条項	変更後	変更前
第2条 未成年者口座開設届出書等の提出	非課税適用確認書」を受領し、当金庫にて保管いたします。 2 当金庫に未成年者口座を開設しているお客様は、当金庫および<u>証券会社もしくは他の金融機関に、「未成年者非課税適用確認書の交付申請書 兼 未成年者口座開設届出書」および「未成年者口座開設届出書」の提出を</u>することはできません。 3 お客様が未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けることをやめる場合には、租税特別措置法第37条の14の2第20項に規定する「未成年者口座廃止届出書」の提出をしてください。 4 お客様がその年の3月31日において18歳である年（以下、「基準年」といいます。）の前年12月31日または2023年12月31日のいずれか早い日までに、当金庫に対して「未成年者口座廃止届出書」の提出をした場合または租税特別措置法第37条の14の2第20項の規定により「未成年者口座廃止届出書」の提出をしたものとみなされた場合（災害、疾病その他の租税特別措置法施行令第25条の13の8第8項で定めるやむを得ない事由（以下、「災害等事由」といいます。）による移管または返還で、当該未成年者口座および課税未成年者口座に記載もしくは記録もしくは保管の委託または預入れもしくは預託がされている上場株式等および金銭その他の資産のすべてについて行うもの（以下、「災害等による返還等」といいます。）が生じた場合を除きます。）には、未成年者口座を	非課税適用確認書」を受領し、当金庫にて保管いたします。 2 当金庫に未成年者口座を開設しているお客様は、当金庫または証券会社もしくは他の金融機関に、「未成年者非課税適用確認書の交付申請書 兼 未成年者口座開設届出書」、「未成年者口座開設届出書」<u>または租税特別措置法第37条の14第6項に規定する「非課税適用確認書の交付申請書」（当該申請書にあつては、お客様がその年の1月1日において20歳である年の前年12月31日までに提出されるものに限ります。）を提出</u>することはできません。 3 お客様が未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けることをやめる場合には、租税特別措置法第37条の14の2第20項に規定する「未成年者口座廃止届出書」<u>を提出</u>してください。 4 お客様がその年の3月31日において18歳である年（以下、「基準年」といいます。）の前年12月31日までに、当金庫に対して「未成年者口座廃止届出書」<u>を提出</u>した場合または租税特別措置法第37条の14の2第20項の規定により「未成年者口座廃止届出書」の提出をしたものとみなされた場合（災害、疾病その他の租税特別措置法施行令第25条の13の8第8項で定めるやむを得ない事由（以下、「災害等事由」といいます。）による移管または返還で、当該未成年者口座および課税未成年者口座に記載もしくは記録もしくは保管の委託または預入れもしくは預託がされている上場株式等および金銭その他の資産のすべてについて行うもの（以下、「災害等による返還等」といいます。）が生じた場合を除きます。）には、未成年者口座を設定したときから当該未成年者口座が廃止される日までの間にお客様が非課税で受領した配当等および譲渡所得等について課税されます。

条項	変更後	変更前
第2条 未成年者口座開設届出書等の提出	設定したときから当該未成年者口座が廃止される日までの間にお客様が非課税で受領した配当等および譲渡所得等について課税されます。 5 当金庫が「未成年者口座廃止届出書」（お客様がその年1月1日において <u>17</u> 歳である年の9月30日 <u>または2023年9月30日のいずれか早い日</u> までに提出がされたもの）に限り、お客様が1月1日において <u>17</u> 歳である年に提出され、かつ、その提出の日の属する年分の非課税管理勘定に既に上場株式等の受入れをしていた場合の「未成年者口座廃止届出書」を除きます。）の提出を受けた場合には、当金庫はお客様に租税特別措置法第37条の14の2第5項第8号に規定する「未成年者口座廃止通知書」を交付します。	5 当金庫が「未成年者口座廃止届出書」（お客様がその年1月1日において <u>19</u> 歳である年の9月30日までに提出がされたもの）に限り、お客様が1月1日において <u>19</u> 歳である年に提出され、かつ、その提出の日の属する年分の非課税管理勘定に既に上場株式等の受入れをしていた場合の「未成年者口座廃止届出書」を除きます。）の提出を受けた場合には、当金庫はお客様に租税特別措置法第37条の14の2第5項第8号に規定する「未成年者口座廃止通知書」を交付します。
第3条 非課税管理勘定および継続管理勘定の設定	1 未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるための非課税管理勘定（この約款に基づき振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託がされる上場株式等（租税特別措置法第37条の14第1項第1号に規定する上場株式等をいい、当金庫との取引においては、公募非上場株式投資信託受益権が該当します。この約款の第14条から第16条、第18条、第20条および第24条第1項を除き、以下同じ。）（以下、「未成年者口座内上場株式等」といいます。）につき、当該記載もしくは記録または保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）は、<u>2016</u> 年から <u>2023</u> 年までの各年（お客様がその年の1月1日において 20 歳未満である年および出生した日の属する年に限ります。）の1月1日に設けられます。	1 未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるための非課税管理勘定（この約款に基づき振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託がされる上場株式等（租税特別措置法第37条の14第1項第1号に規定する上場株式等をいい、当金庫との取引においては、公募非上場株式投資信託受益権が該当します。この約款の第14条から第16条、第18条、第20条および第24条第1項を除き、以下同じ。）（以下、「未成年者口座内上場株式等」といいます。）につき、当該記載もしくは記録または保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）は、<u>平成28</u> 年から <u>平成35</u> 年までの各年（お客様がその年の1月1日において 20 歳未満である年および出生した日の属する年に限ります。）の1月1日に設けられます。

条項	変更後	変更前
第3条 非課税管理勘定および継続管理勘定の設定	3 未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるための継続管理勘定（この約款に基づき振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載もしくは記録または保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）は、2024年から2028年までの各年（お客様がその年の1月1日において20歳未満である年に限ります。）の1月1日に設けられます	3 未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるための継続管理勘定（この約款に基づき振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載もしくは記録または保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）は、<u>平成36</u>年から<u>平成40</u>年までの各年（お客様がその年の1月1日において20歳未満である年に限ります。）の1月1日に設けられます。
第5条 未成年者口座に受け入れられる上場株式等の範囲	1 当金庫は、お客様の未成年者口座に設けられた非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等のみを受け入れます。 ① 次に掲げる上場株式等で、非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間（以下、「受入期間」といいます。）に受け入れた上場株式等の取得対価の額（購入した上場株式等についてはその購入の代価の額をいい、ロの移管により受け入れた上場株式等についてはその移管に係る払出し時の金額をいいます。）の合計額が80万円（②により受け入れた上場株式等があるときは、当該上場株式等の移管に係る払出し時の金額を控除した金額）を超えないもの イ 受入期間内に当金庫への買付けの委託により取得をした上場株式等で、その取得後直ちに当該未成年者口座に受け入れられるもの ロ 非課税管理勘定を設けた未成年者口座に係る他の年分の非課税管理勘定から移管がされる上場株式等で、お客様が当金庫に対し、租税特別措置法施行規則第18条の15の10第3項第1号に規定する「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」の提出をして移管がされる上場株式等（②に掲げるものを除きます。） ② 租税特別措置法施行令第25条の13の8第4項により読み替えて準用する同条第3項の規定に基づき、他の年分の	1 当金庫は、お客様の未成年者口座に設けられた非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等のみを受け入れます。 ① 次に掲げる上場株式等で、非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間（以下、「受入期間」といいます。）に受け入れた上場株式等の取得対価の額（購入した上場株式等についてはその購入の代価の額をいい、ロの移管により受け入れた上場株式等についてはその移管に係る払出し時の金額をいいます。）の合計額が80万円（②により受け入れた上場株式等があるときは、当該上場株式等の移管に係る払出し時の金額を控除した金額）を超えないもの イ 受入期間内に当金庫への買付けの委託により取得をした上場株式等で、その取得後直ちに当該未成年者口座に受け入れられるもの ロ 非課税管理勘定を設けた未成年者口座に係る他の年分の非課税管理勘定から移管がされる上場株式等で、お客様が当金庫に対し、租税特別措置法施行規則第18条の15の10第3項第1号に規定する「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」<u>を提出して</u>移管がされる上場株式等（②に掲げるものを除きます。） ② 租税特別措置法施行令第25条の13の8第4項により読み替えて準用する同条第3項の規定に基づき、他の年分の

条項	変更後	変更前
第 5 条 未成年者口座に受け入れられる上場株式等の範囲	非課税管理勘定から、当該他の年分の非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日(以下、「5年経過日」といいます。)の翌日に、同日に設けられる非課税管理勘定に移管がされる上場株式等(この場合、5年経過日の属する年において当金庫が定める日までに「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」を提出してください。) ③ 租税特別措置法施行令第25条の13の8第20項の規定により読み替えて準用する同令第25条の13第12項各号に規定する上場株式等	非課税管理勘定から、当該他の年分の非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日(以下、「5年経過日」といいます。)の翌日に、同日に設けられる非課税管理勘定に移管がされる上場株式等(この場合、5年経過日の属する年において当金庫が定める日までに「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」を提出してください。) ③ 租税特別措置法施行令第25条の13の8第20項の規定により読み替えて準用する同令第25条の13第12項各号に規定する上場株式等
第 7 条 課税未成年者口座等への移管	2 前項①イに規定する課税未成年者口座への移管ならびに前項①ロおよび②に規定する他の保管口座への移管は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定めるところにより行うこととします。 ① お客様が租税特別措置法施行令第25条の13の8第5項第2号、第6項第2号もしくは第7項において準用する同号に規定する書面を5年経過日の属する年の当金庫が定める日までに提出した場合、または当金庫に特定口座(租税特別措置法第37条の11の3第3項第1号に規定する特定口座をいい、前項①イの場合には、課税未成年者口座を構成する特定口座に限ります。)を開設していない場合一般口座への移管 ② 前号に掲げる場合以外の場合 特定口座(前項①イの場合には、課税未成年者口座を構成する特定口座に限ります。)への移管	2 前項①イに規定する課税未成年者口座への移管ならびに前項①ロおよび②に規定する他の保管口座への移管は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定めるところにより行うこととします。 ① お客様が租税特別措置法施行令第25条の13の8第5項第2号、第6項第2号もしくは第7項において準用する同号に規定する書面を非課税管理勘定の終了する年において、当金庫が定める日までに提出した場合、または当金庫に特定口座(租税特別措置法第37条の11の3第3項第1号に規定する特定口座をいい、前項①イの場合には、課税未成年者口座を構成する特定口座に限ります。)を開設していない場合一般口座への移管 ② 前号に掲げる場合以外の場合 特定口座(前項①イの場合には、課税未成年者口座を構成する特定口座に限ります。)への移管

条項	変更後	変更前
第 10 条 未成年者口座内上場株式等の払出しに関する通知	未成年者口座からの未成年者口座内上場株式等の全部または一部の払出し（振替によるものを含むものとし、特定口座以外の口座（租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 1 号に規定する非課税口座を除きます。）への移管に係るものに限りま	未成年者口座からの未成年者口座内上場株式等の全部または一部の払出し（振替によるものを含むものとし、特定口座以外の口座（租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 1 号に規定する非課税口座を除きます。）への移管に係るものに限りま
第 11 条 出国時の取扱い	1 お客様が、基準年の前年 12 月 31 日までに、出国により居住者または恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなる場合には、<u>当金庫に対して</u>その出国をする日の前日までに、租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 12 項第 2 号に規定する出国移管依頼書<u>の提出を</u>してください。 2 当金庫が、出国移管依頼書の提出を受けた場合には、<u>当該</u>出国の時に、お客様の未成年者口座に係る未成年者口座内上場株式等のすべてを当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座に移管いたします。 3 当金庫が、出国移管依頼書の提出を受けた場合には、お客様が帰国（租税特別措置法施行令第 25 条の 10 の 5 第 2 項第 2 号に規定する帰国をいいます。以下同じ。）をした後、当金庫に<u>未成年者帰国届出書</u>の提出<u>を</u>する時までの間は、<u>当該</u>未成年者口	1 お客様が、基準年の前年 12 月 31 日までに、出国により居住者または恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなる場合には、その出国をする日の前日までに、<u>当金庫に対して</u>租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 12 項第 2 号に規定する出国移管依頼書<u>を提出</u>してください。 2 当金庫が、出国移管依頼書の提出を受けた場合には、<u>その</u>出国の時に、お客様の未成年者口座に係る未成年者口座内上場株式等のすべてを当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座に移管いたします。 3 当金庫が、出国移管依頼書の提出を受けた場合には、お客様が帰国（租税特別措置法施行令第 25 条の 10 の 5 第 2 項第 2 号に規定する帰国をいいます。以下同じ。）をした後、当金庫に<u>帰国</u>をした旨その他租税特別措置法施行規則第 18 条の 15 の 10 第

条項	変更後	変更前
第 11 条 出国時の取扱い	座に係る非課税管理勘定への上場株式等の受け入れは行いません。	10 項に定める事項を記載した届出書を提出する時までの間は、未成年者口座に係る非課税管理勘定への上場株式等の受け入れは行いません。
第 16 条 課税管理勘定の金銭等の管理	課税未成年者口座に記載もしくは記録または保管の委託がされる上場株式等および当該課税未成年者口座に預入れされる金銭は、お客様の基準年の前年 12 月 31 日までは、次に定める取扱いとなります。 ① 災害等による返還等による課税未成年者口座からの払出しによる移管または返還を除き、当該上場株式等の当該課税未成年者口座から他の保管口座への移管または当該上場株式等に係る有価証券のお客様への返還を行わないこと ② 当該上場株式等の第 14 条に規定する方法以外の方法による譲渡で次に掲げる譲渡以外のもの（当該譲渡の対価に係る金銭の交付が、当金庫の営業所を経由して行われないものに限ります。）または贈与をしないこと イ 租税特別措置法第 37 条の 10 第 3 項第 1 号から第 3 号まで、第 6 号または第 7 号に規定する事由による譲渡 ロ 租税特別措置法第 37 条の 11 第 4 項第 1 号に規定する投資信託の終了（同号に規定する信託の併合に係るものに限ります。）による譲渡 ハ 租税特別措置法第 37 条の 12 の 2 第 2 項第 5 号または第 8 号に掲げる譲渡 ニ 租税特別措置法施行令第 25 条の 8 第 4 項第 1 号に掲げる事由による同号に規定する新株予約権の譲渡 ホ 所得税法第 57 条の 4 第 3 項第 1 号に規定する取得請求権付株式、同項第 2 号に規定する取得条項付株式、同項第 3 号に規定する全部取得条項付種類株式または同項第 6 号に規	課税未成年者口座に記載もしくは記録または保管の委託がされる上場株式等および当該課税未成年者口座に預入れされる金銭は、お客様の基準年の前年 12 月 31 日までは、次に定める取扱いとなります。 ① 災害等による返還等による課税未成年者口座からの払出しによる移管または返還を除き、当該上場株式等の当該課税未成年者口座から他の保管口座への移管または当該上場株式等に係る有価証券のお客様への返還を行わないこと ② 当該上場株式等の第 14 条に規定する方法以外の方法による譲渡で次に掲げる譲渡以外のもの（当該譲渡の対価に係る金銭の交付が、当金庫の営業所を経由して行われないものに限ります。）または贈与をしないこと イ 租税特別措置法第 37 条の 10 第 3 項第 1 号から第 3 号まで、第 6 号または第 7 号に規定する事由による譲渡 ロ 租税特別措置法第 37 条の 11 第 4 項第 1 号に規定する投資信託の終了（同号に規定する信託の併合に係るものに限ります。）による譲渡 ハ 租税特別措置法第 37 条の 12 の 2 第 2 項第 5 号または第 8 号に掲げる譲渡 ニ 租税特別措置法施行令第 25 条の 8 第 4 項第 1 号に掲げる事由による同号に規定する新株予約権の譲渡 ホ 所得税法第 57 条の 4 第 3 項第 1 号に規定する取得請求権付株式、同項第 2 号に規定する取得条項付株式、同項第 3 号に規定する全部取得条項付種類株式または同項第 6 号に規

条項	変更後	変更前
第 16 条 課税管理勘定の金銭等の管理	定する取得条項付新株予約権が付された新株予約権付社債であるものに係る請求権の行使、取得事由の発生または取得決議（これらの号に定める請求権の行使、取得事由の発生または取得決議を除きます。）による譲渡 ③ 課税未成年者口座または未成年者口座に記載もしくは記録または保管の委託がされる上場株式等の取得のためにする払出しおよび当該課税未成年者口座に係る上場株式等につき災害等事由による返還等がされる場合の当該金銭の払出しを除き、当該金銭の課税未成年者口座からの払出しをしないこと	定する取得条項付新株予約権が付された新株予約権付社債であるものに係る請求権の行使、取得事由の発生または取得決議（これらの号に定める請求権の行使、取得事由の発生または取得決議を除きます。）による譲渡 ③ 課税未成年者口座または未成年者口座に記載もしくは記録または保管の委託がされる上場株式等の取得のためにする払出しおよび当該課税未成年者口座に係る上場株式等につき災害等事由による返還等がされる場合の金銭の払出しを除き、当該金銭の課税未成年者口座からの払出しをしないこと
第 17 条 未成年者口座および課税未成年者口座の廃止	第 15 条もしくは前条に規定する要件に該当しないこととなる事由または災害等事由による返還等が生じた場合には、これらの事由が生じたときに当該課税未成年者口座および当該課税未成年者口座と同時に設けられた未成年者口座を廃止いたします。	第 15 条もしくは前条に規定する要件に該当しないこととなる事由または災害等事由による返還等が生じた場合には、これらの事由が生じたときに課税未成年者口座および当該課税未成年者口座と同時に設けられた未成年者口座を廃止いたします。
第 18 条 重複して開設されている課税未成年者口座を構成する特定口座以外の特定口座がある場合	1 お客様が課税未成年者口座を構成する特定口座を開設しており、その基準年の 1 月 1 日において、当金庫に重複して開設されている当該課税未成年者口座を構成する特定口座以外の特定口座があるときは、同日に当該課税未成年者口座を構成する特定口座を廃止いたします。	1 お客様が課税未成年者口座を構成する特定口座を開設しており、その基準年の 1 月 1 日において、当金庫に重複して開設されている課税未成年者口座を構成する特定口座以外の特定口座があるときは、同日に当該課税未成年者口座を構成する特定口座を廃止いたします。
第 21 条 代理人による取引の届出	4 お客様の法定代理人以外の者（お客様の 2 親等以内の者に限ります。以下同じ。）が第 1 項の代理人となる場合には、第 1 項の届出の際に、当該代理人が未成年者口座および課税未成年者口座における取引を行うことについて、当該代理人の代	4 お客様の法定代理人以外の者（お客様の 2 親等以内の者に限ります。以下同じ。）が第 1 項の代理人となる場合には、第 1 項の届出の際に、当該代理人が未成年者口座および課税未成年者口座における取引を行うことについて、当該代理人の代

条項	変更後	変更前
第 21 条 代理人による取引の届出	理権を証する所定の書類を提出していただく必要があります。この場合において、当該代理人はお客様の 2 親等内の者に限ることとします。 5 お客様の法定代理人以外の代理人が未成年者口座および課税未成年者口座において取引を行っている場合において、お客様が 20 歳に達した後も当該代理人が未成年者口座および課税未成年者口座における取引を継続しようとする場合には、あらかじめ当金庫に対して、その旨の届出を行っていただく必要があります。	理権を証する所定の書類を提出していただく必要があります。この場合において、当該代理人はお客様の 2 親等内の者に限ることとします。 5 お客様の法定代理人以外の者が代理人として未成年者口座および課税未成年者口座において取引を行っている場合において、お客様が 20 歳に達した後も当該代理人が未成年者口座および課税未成年者口座における取引を継続しようとする場合には、あらかじめ当金庫に対して、その旨の届出を行っていただく必要があります。
第 24 条 未成年者口座取引または課税未成年者口座取引である旨の明示	2 お客様が未成年者口座および未成年者口座以外の口座で同一銘柄の上場株式等を保有している場合であって、未成年者口座で保有している上場株式等を譲渡するときには、その旨の明示を行っていただく必要があります。なお、当金庫の未成年者口座で保有している上場株式等を譲渡する場合には、先に取得したものから譲渡することとさせていただきます。	2 お客様が未成年者口座および未成年者口座以外の口座で同一銘柄の上場株式等を保有している場合であって、未成年者口座で保有している上場株式等を譲渡するときには、その旨の明示を行っていただく必要があります。
第 26 条 非課税口座のみなし開設	1 2017 年から 2028 年までの各年（その年 1 月 1 日においてお客様が 20 歳である年に限ります。）の 1 月 1 日においてお客様が当金庫に未成年者口座を開設している場合（出国等により、居住者または恒久的施設を有する非居住者のいずれにも該当しないこととなっている場合を除きます。）には、当該未成年者口座が開設されている当金庫の営業所において、同日に租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 1 号に規定する非課税口座が開設されます。 2 前項の場合には、お客様がその年 1 月 1 日において 20 歳である年の同日において、当金庫に対して非課税口座開設届出書（租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 1 号に規定する非課税口座の開設届出書をいいます。）が提出されたものとみな	1 平成 29 年から平成 35 年までの各年（その年 1 月 1 日においてお客様が 20 歳である年に限ります。）の 1 月 1 日においてお客様が当金庫に未成年者口座を開設している場合（出国等により、居住者または恒久的施設を有する非居住者のいずれにも該当しないこととなっている場合を除きます。）には、当該未成年者口座が開設されている当金庫の営業所において、同日に租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 1 号に規定する非課税口座が開設されます。 2 前項の場合には、お客様がその年 1 月 1 日において 20 歳である年の同日において、当金庫に対して同日の属する年の属する勘定設定期間（租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 6 号に規定する勘定設定期間をいいます。）の記載がある非課税

条項	変更後	変更前
第 26 条 非課税口座のみなし開設	し、かつ、同日において当金庫とお客様との間で非課税上場株式等管理契約（同項第 2 号に規定する非課税上場株式等管理契約をいいます。）が締結されたものとみなします。	<u>適用確認書（同号に規定する非課税適用確認書をいいます。）が添付された非課税口座開設届出書（同項第 1 号に規定する非課税口座開設届出書をいいます。）が提出されたものとみなし、かつ、同日において当金庫とお客様との間で非課税上場株式等管理契約（同項第 2 号に規定する非課税上場株式等管理契約をいいます。）が締結されたものとみなします。</u>
第 27 条 本契約の解除	次の各号に該当したときは、それぞれ次の各号に掲げる日に本契約は解除されます。 ① お客様または法定代理人から租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 20 項に定める「未成年者口座廃止届出書」の提出があった場合には、当該提出日 ② 租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 5 項第 2 号トに規定する未成年者口座等廃止事由または同項第 6 号ホに規定する課税未成年者口座等廃止事由が生じた場合には、租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 20 項の規定によりお客様が「未成年者口座廃止届出書」を提出したものとみなされた日 ③ 租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 30 項に定める「未成年者出国届出書」の提出があった場合には出国日 ④ お客様が出国により居住者または恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合（お客様が出国の日の前日までに第 11 条の出国移管依頼書を提出して、基準年の 1 月 1 日前に出国した場合を除きます。） 租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 20 項の規定により「未成年者口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日（出国日） ⑤ お客様が出国の日の前日までに第 11 条の出国移管依頼書を提出して出国したが、その年の 1 月 1 日においてお客様が 20 歳である年の前年 12 月 31 日までに「未成年者帰国届	次の各号に該当したときは、それぞれ次の各号に掲げる日に本契約は解除されます。 ① お客様または法定代理人から租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 20 項に定める「未成年者口座廃止届出書」の提出があった場合には、当該提出日 ② 租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 5 項第 2 号トに規定する未成年者口座等廃止事由または同項第 6 号ホに規定する課税未成年者口座等廃止事由が生じた場合には、租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 20 項の規定によりお客様が「未成年者口座廃止届出書」を提出したものとみなされた日 ③ 租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 <u>20</u> 項に定める「未成年者出国届出書」の提出があった場合には出国日 ④ お客様が出国により居住者または恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合（お客様が出国の日の前日までに第 11 条の出国移管依頼書を提出して、基準年の 1 月 1 日前に出国した場合を除きます。）<u>には、租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 20 項に規定する「未成年者口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日（出国日）</u> <u>（条項追加 以下、条項繰下げ）</u>

条項	変更後	変更前
第 27 条 本契約の解除	<u>出書</u>」を提出しなかった場合 <u>その年の1月1日においてお客様が20歳である年の前年12月31日の翌日</u> ⑥ お客様の相続人・受遺者による相続・遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）の手続きが完了し、租税特別措置法施行令第25条の13の8第20項で<u>準用する租税特別措置法施行令第25条の13の5</u>に定める「未成年者口座開設者死亡届出書」の提出があった場合 本契約により未成年者口座を開設されたお客様が死亡した日 ⑦ お客様がこの約款の変更に同意されないときには、当金庫の定める日	⑤ お客様の相続人・受遺者による相続・遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）の手続きが完了し、租税特別措置法施行令第25条の13の8第20項に定める「未成年者口座開設者死亡届出書」の提出があった場合には、本契約により未成年者口座を開設されたお客様が死亡した日 ⑥ お客様がこの約款の変更に同意されないときには、当金庫の定める日
第 29 条 約款の変更	この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、<u>民法第548条の4の規定に基づき</u>改定されることがあります。<u>改定を行う旨および改定後の規定の内容ならびにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法により周知します。</u>	この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。 <u>なお、改定の内容が、お客様の従来の権利を制限し、またはお客様に新たな義務を課すものであるときは、その改定事項を通知します。この場合、所定の期日までに異議のお申出がないときは、その変更に同意したものとみなします。</u>
附則	<u>成年年齢に係る令和元年税制改正に伴い、2023年1月1日より、本文中の「20歳」を「18歳」に、「19歳」を「17歳」に読み替えます。その場合、2023年1月1日時点で19歳、20歳である者は同日に18歳を迎えたものとみなされます。</u>	<u>(追加)</u>

以 上